

焼却灰の放射性物質濃度の測定結果について

県内の一般廃棄物焼却施設について、環境省からの要請に基づき、施設の設置者（市、一部事務組合及び民間事業者）に焼却灰の放射性物質濃度の測定を依頼し、その結果についてとりまとめたので、お知らせします。

1 測定結果

全ての焼却灰等において基準を満たしており、焼却灰は一般廃棄物最終処分場（管理型最終処分場）への埋立処分が可能であり、熔融スラグ^{※1}は再生利用が可能な状況です。

放射性セシウム濃度（セシウム134及びセシウム137の合計）

焼却灰	{	飛灰 ^{※2}	38	～	7,800	ベクレル/kg
		主灰 ^{※3}	不検出	～	670	ベクレル/kg
		熔融スラグ	不検出	～	32	ベクレル/kg

各施設の測定結果は別紙のとおり

◎ 焼却灰等の取扱いに関する国の基準

セシウム134及び137の合計	保管・処理の概要
100,000ベクレル/kg超	放射線を遮蔽できる施設で保管
100,000ベクレル/kg以下～ 8,000ベクレル/kg超	放射線を遮蔽できる施設で保管 又は 一般廃棄物最終処分場（管理型最終処分場）に仮置き
8,000ベクレル/kg以下	一般廃棄物最終処分場（管理型最終処分場）に埋立処分
再生利用の基準 市場に流通する前に製品が100ベクレル/kg以下になる場合は、再生利用が可能 ^{※4}	

2 今後の対応

測定結果が8,000ベクレル/kgに近い値を示した2施設については、山形市が焼却灰の測定を概ね1か月に1回行い、引き続き安全を確認していきます。

- ※1 熔融スラグとは、焼却灰を千度以上の高温で溶かした後、冷やして固めたガラス状の粒をいう。
- ※2 飛灰とは、ろ過式集じん機などで捕集した排ガスに含まれているダスト（ばいじん）をいう。
- ※3 主灰とは、ごみを燃やした燃えがらをいう。
- ※4 「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響を受けた廃棄物の処理処分等に関する安全確保の当面の考え方について（平成23年6月3日原子力安全委員会）」及び「放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の当面の取扱いに関する考え方（平成23年6月16日原子力災害対策本部）」による。

問合せ先 循環型社会推進課
課長補佐（リサイクル推進担当） 相澤栄司
電話：023-630-2322
[報道監]
生活環境部次長 齋藤稔
電話：023-630-2547